

○多度津町ホームページ広告掲載取扱要綱

平成20年8月28日

要綱第22号

改正 平成24年5月10日要綱第13号

平成24年10月1日要綱第41号

平成25年7月5日要綱第24号

平成30年3月7日要綱第10号

令和5年7月11日要綱第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多度津町の公式ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 町ホームページに掲載することができる広告は、バナー広告（ホームページ上に表示されている広告画像で、民間事業者その他の事業者（以下「事業者」という。）の指定したホームページにリンクするものをいう。）とし、住民生活の利便性の向上に寄与するものであって、広告のデザイン及び内容の範囲については、多度津町ホームページ広告掲載基準によって定めるものとする。

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として事業者が指定したホームページ（以下「事業者のホームページ」という。）及び事業者のホームページの中でリンクを張っているものの内容についても適用する。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告を掲載するに当たっての優先順位は、次に掲げる順によるものとする。

(1) 町内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等（以下同じ。））を有する事業者に係る広告

(2) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものに係る広告

(3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載場所は、町ホームページのエントランスページ及びトップページとし、当該ページ内での掲載位置は、町が指定するものとする。

2 広告の掲載可能枠数は8枠とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次に掲げるものとする。

(1) 大きさ 縦50ピクセル 横130ピクセル

(2) 形式 GIF(アニメーションは不可)、JPEG又はPNG

(3) 容量 6KB以下

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1月を単位とし、12月を限度とする。ただし、当該期間は、年度を超えることができない。

2 広告の掲載は、掲載期間初日の午前9時から開始し、掲載期間終了日の午後5時をもって終了するものとする。

3 掲載期間中に、町の都合により町ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間について、掲載を延長するものとする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1枠当たり月額1万円(税込)とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の広告を連続して12月掲載する場合の1枠当たりの掲載料は、月額5千円(税込)とする。

3 広告の目的が、商品の販売促進などではなく、専ら多度津町の活性化に寄与するものであると町長が認めたイベント等の広告については、2月を上限として、月額1千円(税込)とすることができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする事業者(以下「申込者」という。)は、多度津町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を町長が定める期間までに提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、次条に規定する広告審査委員会の審査を経て当該広告の掲載の可否及び掲載料を決定し、申込者に対し、その決定の内容を多度津町ホームページ広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 広告の掲載を適当とする申込みが第4条第2項の掲載枠数を超えるときは、次に掲げる順により掲載を決定するものとする。ただし、同一条件で掲載枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(1) 多度津町にのみ事業所等を有する事業者の広告

(2) 掲載期間の長い広告

(3) 前各号に規定する以外の広告

(広告審査委員会)

第10条 町長は、広告掲載について適正に審査を行うため、広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長1名及び委員若干名で構成する。

3 委員長には町長公室長を、委員には委員長が指名する課長等をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

5 委員会は、新たに広告を掲載しようとする場合又は広告の内容その他広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに招集する。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を依頼し、その意見又は説明を聴くことができる。

8 委員会の庶務は、町ホームページ取扱担当課において処理する。

(掲載料の納付)

第11条 第9条の規定による広告の掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町長の指定する期日までに、第7条に規定する掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、広告の内容に係る財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主がその責任及び負担において解決するものとする。

4 広告主は、第9条の規定により決定を受けた町ホームページへの広告掲載に係る一切の権利について、他に譲渡し、転貸し、又はこれを担保に供してはならない。

(広告主の届出義務)

第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、多度津町ホームページ広告掲載内容変更届(様式第3号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

(2) 広告を差し替えるとき。

(3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(4) リンク先ホームページに障害が発生したとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、多度津町ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき。

(掲載決定の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が第11条から前条までの規定に違反したとき。

(2) 事前の連絡なく広告主のホームページが閉鎖されたとき。

(3) 広告主のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態に至っていると認められるとき。

(4) 広告主から広告掲載の取下げの申出があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告の掲載の決定を取り消す必

要があると認めるとき。

- 2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、多度津町ホームページ広告掲載取消決定書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。
- 3 広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時中止した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、町はその賠償の責めを負わないものとする。

（掲載料の還付）

第15条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、前条第1項第4号の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、その事由が広告主の責めに帰さないものに限り、既納の掲載料の額のうち町長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間（1月未満の端数は切り捨てるものとする。）に係る掲載料に相当する額を還付する。

- 2 前項ただし書の規定による掲載料の還付を受けようとする広告主は、多度津町ホームページ広告掲載料還付請求書（様式第5号）により町長に請求するものとする。

（免責事項）

第16条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料の返還、損害の賠償等を町に請求しないものとする。

- (1) サーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 火災、地震、水害、落雷等の天災及び悪意を持つ第三者によるサーバその他町のコンピュータへの不正アクセス等に起因するサーバ、通信回線等の事故及び障害による停止

- 2 町は、広告主が広告掲載に関して損害（サーバ又はソフトウェアの障害等、本サービス利用停止、顧客との取引等によるものを含み、その原因の如何を問わない。）を受けた場合について、賠償する責任を負わないものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成24年5月10日要綱第13号）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日要綱第41号）

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年7月5日要綱第24号）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月7日要綱第10号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月11日要綱第42号）

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

多度津町長

(申込者)
住所又は
所在地
氏 名 印
電話番号

多度津町ホームページ広告掲載申込書

次のとおり、多度津町ホームページへのバナー広告の掲載を申し込みます。

掲 載 希 望 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 カ月間
リンク先トップページ ア ド レ ス	http://
業 種	
事 業 内 容	
広 告 の 内 容	
備 考	

【留意事項】

- 1 バナー広告の規格は、縦50ピクセル、横130ピクセル、6キロバイト以内です。
- 2 バナー広告の掲載期間は1カ月単位です。
- 3 「氏名」の欄には、法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名を記入してください。
- 4 「事業内容」の欄には、貴団体の概要を記載した資料を添付することをもって代えることができます。
- 5 「広告の内容」については、掲載するバナーのデザインを別途添付してください。
- 6 リンク先ホームページを中止、閉鎖などする場合には、必ず多度津町町長公室までご連絡ください。

様式第2号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

多度津町長



多度津町ホームページ広告掲載審査結果通知書

年 月 日付けで申込みのあった多度津町ホームページ広告掲載について、審査結果を下記のとおり通知します。

審査結果

<input type="checkbox"/> 掲載します。
<input type="checkbox"/> 残念ながら掲載できません。 (掲載できない理由)多度津町ホームページ広告掲載取扱要綱第2条第 項の規定による。

掲載をお受けする場合の内容

掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(計 月)
広 告 掲 載 料	円 × 月 = 円
備 考	<ul style="list-style-type: none">掲載に当たっては、多度津町ホームページ広告掲載取扱要綱を遵守してください。申込者のウェブサイトがリンクしているウェブサイトについても、多度津町ホームページ広告掲載取扱要綱第2条の適用を受けますので、適時確認をお願いいたします。広告内容等その他詳細については、町の担当者と協議してください。 担当：

様式第3号(第13条関係)

年 月 日

多度津町長

住所又は
所在地
氏名
電話番号

印

多度津町ホームページ広告掲載内容変更届

次のとおり、多度津町ホームページへのバナー広告の掲載について変更がありますので
届け出ます。

変更の内容

様式第4号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

多度津町長



多度津町ホームページ広告掲載取消決定書

年 月 日付けで掲載決定の通知をした多度津町ホームページへのバナー
広告については、下記の理由により掲載の取消しを決定しましたので通知します。

多度津町ホームページ広告掲載取扱要綱第14条第1項第 号の規定による。

様式第5号(第15条関係)

年 月 日

多度津町長

住所又は
所在地
氏 名 印
電話番号

多度津町ホームページ広告掲載料還付請求書

多度津町ホームページのバナー広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付請求対象期間	年 月 日から 年 月 日まで(計 月)	
請 求 金 額	円 × 月 = 円	
振 込 金 融 機 関	銀 行 農 業 協 同 組 合 金 庫	本 店 支 店 支 所
	預金種目	1 普 通 2 当 座
	店番号	口座番号
	口座名義人(カタカナ)	

備考 口座名義人は、必ず請求者本人としてください。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 1 3 条関係)

様式第 4 号 (第 1 4 条関係)

様式第 5 号 (第 1 5 条関係)